

市社会福祉協議会、広島家庭裁判所との意見交換会を踏まえた 今後の市民後見人の養成について

1 意見交換会の実施について

令和4年5月18日に、本市、市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び広島家庭裁判所（以下「家裁」という。）の三者が集まり、今後の市民後見人養成に向けた意見交換会を実施した。これを踏まえ、本市における今後の市民後見人養成に係る方針について説明する。

2 具体的な内容について

(1) 市民後見人候補者の推薦について

市社協が養成した市民後見人候補者を家裁へ推薦するに当たり、市民後見人として選任されるには市社協の後見支援員としての活動を経ることが望ましいとされるなど、権利擁護支援活動の実績を積むことが必要とされてきた中、令和2年度以降はコロナ禍の影響もあり、後見支援員等の活動が十分に行うことができず、令和4年度を迎えた時点で市民後見人として選任されたものは1名にとどまっていた。

この状況を受けて、停滞している市民後見人の受任を推進していくため、選任基準等について意見交換し、後見支援員としての活動を経ていなくても市民後見人候補者の資質等、複数の要素を踏まえて市民後見人としての適格性を総合的に判断するとの御意見を家裁からいただいた。

(2) 受任形態について

事業開始以降、受任形態については複数後見という認識の下、市民後見人の養成及び推薦を行ってきた。これについて、現時点では「(専門職も含めた) 複数後見であること」及び「単独受任への移行前に後見監督人の選任が必要とは基本的に考えていない」ことを確認した。

(3) 単独受任に向けて

当面の間は市社協との複数後見で進めていく。選任実績が十分に積まれたところで、単独受任の実現を検討していくことで認識を一致させた。

(4) 三士会との調整について

単独受任の実現に当たっては、現在の市民後見人の選任状況を踏まえると、まずは専門職後見人と市民後見人の複数後見で市民後見人の育成を図る必要があると思われる。専門職との複数後見を経て辞任という形（2段階ロケット方式）による方法等、専門職の介入が必要不可欠になると考えており、将来、市社協との複数後見による選任実績が十分に積まれた際、単独受任の実現がスムーズに行えるよう、他の形による方法も含めて、市民後見人の選任形態や事務フロー等について専門職等と積極的に協議していきたい。

3 意見交換会を踏まえた本市における今後の市民後見人の養成について

資料4-2のとおり